

器物破損に係る指導及び弁償に関する校内規程

小方学園（大竹市立小方小学校・小方中学校）

I 指導について

1 事前指導

児童・生徒に対し、事前指導として次のことを指導する。（生徒指導規程 第6条（8）器物破損について）

（1）次の場合、必ず、担任や部活動顧問等の関係の教員に届け出る。

- ① 校内で自らが器物の破損した場合
- ② 校内で他の者が器物を破損する行為を目撃した場合
- ③ 校内で器物が破損されているのを発見した場合

（2）原則として、破損者が、修理・修繕などに係る費用を弁償する。破損者複数の場合は、費用を破損者数で除した金額を弁償する。

2 事後指導

（1）児童・生徒から、器物破損に関する連絡を受けた教員は、その内容を生徒指導主事及び管理職に報告する。その際、児童・生徒がケガをしている場合は、該当の児童・生徒の救護や応急手当等を最優先とする。

（2）指導にあたっては、担任や部活動顧問、生徒指導担当者などを中心に、複数の教員で行うことを基本とする。また、必要に応じて時系列での指導記録を作成するとともに、管理職及び生徒指導主事との報告・連絡・相談を随時行いながら、迅速かつ組織的な指導に心がける。

（3）事後の指導の手順は、概ね、次のように行う。

① 破損者が自ら報告してきた場合（破損者が判明している場合）

ア 破損者とともに、現場の状況について確認する。その際、現場の安全確保を最優先し、現場の片づけなどの必要な処置を行うとともに、必要に応じて、「使用禁止」、「立ち入り禁止」などの措置を講じる。

イ 破損者から、破損に至った経緯などについて事情聴取し、事実を確認する。その際、「故意（遊び半分、ふざけていた等も含む）によるもの」なのか、「故意ではないが自らに落ち度があったこと（過失）によるもの」なのか、「本人の責任によらない不可抗力によるもの」なのかが明らかになるようにする。

ウ 破損者への指導を行う。

エ 別紙様式による破損届を記入させ、提出させる。

オ 事実と指導内容について、保護者と連携する。

※ 【弁償が必要な場合】写真等で破損個所の状況について保存。（保護者への説明等に使用）

カ 破損個所を修理・修繕し、費用弁償について、保護者に連絡する。

② 児童・生徒からの目撃情報の場合

○ 目撃した児童・生徒からの目撃情報を基に、生徒指導主事（生徒指導部）を中心に、ケガ人の救護や応急手当、破損現場の状況把握や情報収集、現場の処理・安全確保など、必

要な対応を行う。

【破損した児童・生徒が判明した場合】

- (3) ①のア～カに準じて指導する。

【破損した児童・生徒が判明しない場合】

- 現場の状況などを考慮して、生徒指導部を中心に対処策を立案し、校長の決裁を経て、対応・指導を行う。

③ 校内で器物が破損されているのが発見された場合

- 生徒指導主事（生徒指導部）を中心に、現場の状況把握や情報収集、現場の処理・安全確保など、必要な対応を行う。

【破損した児童・生徒が判明した場合】

- (3) ①のア～カに準じて指導する。

【破損した児童・生徒が判明しない場合】

- 現場の状況などを考慮して、生徒指導部を中心に対処策を立案し、校長の決裁を経て、対応・指導を行う

II 弁償について

- 1 原則として、破損者が、修理・修繕などに係る費用を弁償する。破損者が複数の場合は、費用を破損者数で除した金額を弁償する。ただし、破損に至った経緯について配慮し、次のように細則を定める。

(1) 破損者の故意（遊び半分、ふざけていた等も含む）によるもの・・・全額負担

(2) 故意ではないが、破損に至ったもの・・・・・・・・・・・・・・・・半額負担

(2) 本人の責任によらない不可抗力によるもの・・・・・・・・・・負担なし

※ 全額、学校負担とする。

- 2 破損者の保護者に弁償を求める場合は、保護者と連携し、現場の状況について保護者に説明する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
 令和6年9月1日一部改訂。